

あだち 広報

発行/東京都足立区 〒120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882) 1111 編集/企画部広報課

国民年金特集号



企画・制作 区民部国民年金課



急速に高齢化が進んでいる我が国においては、老後の生活の支えとなる公的年金制度に寄せられる期待が、大変大きなものとなっています。

そのため、昭和9年には、基礎年金を中心とする「新年金制度」が創設され、本格的な高齢化社会の到来に備えた制度の体系へと再編成が行われました。そして、さらに安心して頼れる年金制度とするために、将来にわたってこの基礎を確固たるものとする必要があります。開始の時期、将来まかなうべき給付額の予測、世代間扶養を可能とする将来世代の負担の度合いなどを総合的に判断して、財政の再計算を行い、平成元年12月に国民年金法の一部が改正されました。

- 改正された主な内容は、次の6点です。
- 1 年金額の改定
 - 2 年金支払い回数の変更
 - 3 年金額の完全自動物価スライド制の導入
 - 4 保険料の見直し
 - 5 学生の強制加入
 - 6 地域型国民年金基金の創設

国民年金法が改正されました。

みんなの未来のために

うれしいな!

① 国民年金の年金額が平成元年4月にさかのぼって引き上げられました。すでに支払われた年金の差額も払い込まれました。

② 国民年金の年金額が平成元年4月にさかのぼって引き上げられました。すでに支払われた年金の差額も払い込まれました。



これは便利!

② 年金支払いの回数が増えます

今までは年4回の支払いとなっていた各種基礎年金および通算老齢年金の支払い月が、年6回、偶数月の15日になりました。15日が土曜または休日の時には休み明けが支払い日となります。下の表2をご覧ください。なお、老齢年金などの年金は今まで通りの支払いです。

表2 国民年金支払月変更一覧

年金の種類	支払われる月		内 訳
	改正前	改正後	
老 齡 基 礎 年 金 障 害 基 礎 年 金 遺 族 基 礎 年 金 (S61.4月以降受給権発生分) 通 算 老 齢 年 金	2月	12月・1月分	内 訳
	4月	2月・3月分	
	6月	4月・5月分	
	8月	6月・7月分	
	10月	8月・9月分	
	12月	10月・11月分	
老 齡 福 祉 年 金	支払い月は変わりません。 4月、8月、11月各月の11日が支払い日です。		

表1 年金額一覧表(平成2年度分は予算案によるものです)

年金の種類	年 金 額	
	平成元年度	平成2年度
老 齡 基 礎 年 金	666,000円	681,300円
障 害 基 礎 年 金 (1 級)	832,500円	851,600円
障 害 基 礎 年 金 (2 級)	666,000円	681,300円
遺 族 基 礎 年 金 (妻が受け子が1人)	858,000円	877,700円
老 齡 年 金		
10 年 年 金	404,600円	413,900円
5 年 年 金	344,400円	352,300円
24 年 年 金	624,200円	638,600円
障 害 年 金 (1 級)	832,500円	851,600円
障 害 年 金 (2 級)	666,000円	681,300円
母 子 年 金 (子1人)	858,000円	877,700円
老 齡 福 祉 年 金	340,800円	348,600円

頼りになるね!

③ 年金額が完全自動物価スライド制になります

今までは、年金額の改定には、全国消費者物価指数が5%を越えた場合に政令によって行うこととされていましたが、今回の法改正で平成2年4月分から5%の枠を取り払い、全国消費者物価指数に連動する「完全自動物価スライド制」を取り入れることとなりました。



④ ちよつと気になる! 保険料も変わります

平均寿命の伸長や年金額の引き上げ、年金受給者の増加から、将来の年金制度の安定を考慮し、国民年金保険料の見直しが行われました。その結果、平成2年度は1ヶ月八、四〇〇円となり、引き上げられる予定です。

平成2年度の料	月 額	一年前納
平 定	8,400円	98,370円
定額+付加	8,800円	103,050円

このほかに...

⑤ 来年の4月からはこんなことも始まります

20歳以上の学生さんあなたも仲間になります

今までは、昼間部の学生は、20歳以上であつても国民年金への加入は任意となつていました。そのため、「加入していない学生が万が一、事故などで障害者となつても障害年金が支給されない」との問題がありました。平成3年4月からは、昼間部の学生も全員加入、60歳までの保険料納付で満額支給の仲間になります。

⑥ さらにパワーアップ

地域型・職能型国民年金基金ができました

自営業者など、第1号被保険者期間だけの方は、基礎年金のみしか受けることができませんでした。そのため、以前からサラリーマンの方々のように、基礎年金に上乗せした年金が必要であると強く要望されてきました。

そこで、自営業者の方々に、老後の多様なニーズにこたえるため、平成3年から基礎年金に上積みする制度が生まれます。地域型国民年金基金は、各都道府県ごとに1千人以上の第1号被保険者で組織される予定です。また、職能型国民年金基金は、全国と同業種の第1号被保険者三千人以上で組織できるようにします。

来々年4月からの国民年金は、地域型か職能型かのどちらかの国民年金基金に加入できらるようになります。あなたも生活ニーズに合わせた年金を受けられるようパワーアップします。

ねんきんあだちニュース

はじめまして 国民年金推進員 ですよ

この4月から、足立区では国民年金の未納分保険料の相談その他の年金相談をお受けする「国民年金推進員」があなたのお宅にお伺いします。今や人生八十年代、生活スタイルもさまざまです。区役所や区民事務所で行なっている年金相談に都合がつかず、来られなかつた方のお宅にお伺いします。区民一人ひとりの、潤いあるシルバークライフ、明るい二十一世紀に向けて「国民年金推進員」は頑張ります。



おまちしています

国民年金についてのお問い合わせは

● 足立区役所区民部国民年金課 (中央本庁舎2階)

▽ 国民年金に入るとき 適用係 (880) 5151

▽ 納めるときや免除の相談 保険料係 (880) 5161

▽ 国民年金をもらうとき 給付係 (880) 5165

▽ その他相談があるとき 推進係 (880) 5061

厚生年金についての お問い合わせは

● 足立社会保険事務所

足立区綾瀬二丁目十七番九号 電話 (604) 0111

